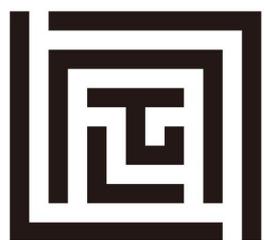


改 正 後	<p>(指定の申請)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における別表第一号に掲げる品質管理体制が、同号イに掲げる基準に適合していることを証する書面（経済産業大臣が適切であると認めたる者が証するものに限る。）その他経済産業大臣が定める書面を添付することができる。</p> <p>(指定検定機関の調査)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第二条第三項の規定は、第一項の申請書について準用する。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 第二条第三項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「前項の届出書」と、「その申請」とあるのは「その届出」と読み替えるものとする。</p> <p>(基準適合証印)</p> <p>第八条 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基</p>
改 正 前	<p>(指定の申請)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>2 「新設」</p> <p>(指定検定機関の調査)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>2 「新設」</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 「新設」</p> <p>(表示)</p> <p>第八条 基準適合証印は打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第</p>

準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

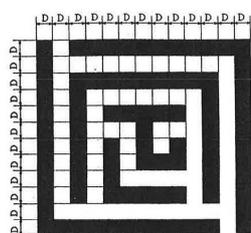


「削る」  
「削る」

2| 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないとき国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合があるときは、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。



一| 基準適合証印の形状は次のとおりとする。

二| 前号のDは、〇・七ミリメートル以上とする。

2| 基準適合証印は、法第七十六条第一項の承認の際、特定計量器に封印をすべき箇所を国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が示した場合にあつては、当該封印をするための金属片その他の物体に付するものとする。

3| 基準適合証印は、前項の箇所に加え特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。ただし、前項の箇所が特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分である場合は、この限りでない。

4| 前三項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないとき研究所又は日本電気計器検定所が認める場合があるときは、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

(年月の表示)

第九条 基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、打ち込み印、押し込み印、すり付印又は焼き印により付する場合にあつては、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

2 「略」

(はり付け印による基準適合証印の表示)

第九条の二 はり付け印の形状により基準適合証印を表示する場合は、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

(外国製造事業者の申請)

第十一条 「略」

2 第二条第三項の規定は、前項の申請書について準用する。

「削る」

(年月の表示)

第九条 基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

2 「略」

「新設」

(外国製造事業者の申請)

第十一条 「略」

2 第三条第二項の経済産業大臣が別に定める細目のある特定計量器を製造する外国製造事業者にあつては、前項の申請書に加えて同基準に適合することを証する書面を提出しなければならない。

3 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が法第一百一条第三項において準用する法第九十二条第二項の経済産業省令で定める基準に適合していることを経済産業大臣が指定する者(外国に住所を有するものに限る)

「削る」

(外国製造事業者の変更の届出等)

第十二条 「略」

2 2 4 「略」

5 第二条第三項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは「前項の届出書」と、「その申請」とあるのは「その届出」と読み替えるものとする。

(電磁的記録媒体による提出)

第十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 法第百一条第一項の様式第七による申請書

二 第十二条第一項の様式第八による届出書

三 第十二条第三項の様式第九による届出書

四 第十二条第四項の様式第五による届出書

2 前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

4 〃)が明らかにする書面を添付することができる。

4 〃 経済産業大臣が行う前項の書面に係る部分についての指定の申請に係る検査の方法は、当該書面の審査とすることができる。

(外国製造事業者の変更の届出等)

第十二条 「略」

2 2 4 「略」

〔新設〕

(フレキシブルディスクによる手続)

第十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

法第百一条第一項の申請書	様式第十一
第十二条第一項の届出書	様式第十二
第十二条第三項の届出書	様式第十三
第十二条第四項の届出書	様式第十四

- 一 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
  - 二 日本工業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 3 押印をすることとされている書類について、第一項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印のある様式第十の電磁的記録媒体提出票を提出することをもって、押印は不要とする。

「削る」

「削る」

(フレキシブルディスクの構造)

第十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二二に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第十六条 第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリニューム及びファイル構成については、日本工業規格X

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: center;">「削る」</p> <p style="text-align: right;">○六〇五に規定する方式</p> <p>三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式</p> <p>2 第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。</p> <p>(フレキシブルディスクにはり付ける書面)</p> <p>第十七条 第十四条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 提出者の氏名又は名称</p> <p>二 提出年月日</p>
---------------------------	--